

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第190回相模原市建築審査会		
事務局 (担当課)		建築政策課 電話042-769-8253 (直通)		
開催日時		令和7年2月4日(火) 午後3時00分～午後4時00分		
開催場所		相模原市立産業会館 懇談室(中研修室)		
出席者	委員	4人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	5人(まちづくり推進部長、建築政策課長、同主査、建築審査課長、同総括副主幹)		
		3人(議題説明者:建築政策課総括副主幹、同主査、同主任)		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人	
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題	1 開会・会議録署名委員指名 2 議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る包括同意基準の一部改正について 3 建築基準法の規定による許可に係る包括同意基準に基づく報告について(5件) 4 その他 (1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可基準の一部改正について (2) 建築基準法第55条第3項第2号及び相模原市建築基準条例第59条の8第2項第2号の許可に関する建築審査会包括同意基準の一部改正について			

議 事 の 要 旨

1 会議録署名委員指名

会議録署名委員として金子委員を指名した。

2 議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る包括同意基準の一部改正について

事務局（議題説明者）から提案説明を行った後、質疑応答を行い、挙手総員により同意された。

（金子委員）パワーポイントで説明のあった市内の緑道を示した地図の中にある八瀬川緑道について、今回、包括同意基準に追加する千代田緑道と同様に追加しない理由は、何か位置付け等が異なるためなのか。

（事務局（議題説明者））八瀬川緑道も都市公園法上の公園で緑道ではあるが、これまでに当該緑道では許可相談がなく、現地の状況も確認できていないため、今後、相談があれば調査を実施したうえで許可対象とするかを検討する。

（金子委員）今後、許可基準や包括同意基準に八瀬川緑道も追加される可能性もあるかもしれないということか。

（事務局（議題説明者））現地調査等を踏まえ、可能性の有無を検討する。

（野澤会長）法令上の位置づけは都市公園の緑道となっているが、そもそも許可基準や包括同意基準の中で「緑道緑地」という名称を使っていた理由はあるのか。

（事務局（議題説明者））許可制度以前の建築主事によるただし書の運用のときから「相模緑道緑地」を当時の法第43条ただし書の対象として扱っており、許可制度が始まった平成11年からも、これを踏襲する形で包括同意基準を策定しており、当該基準を解説した図にも「相模緑道緑地」と表記されている。理由は不明であるが、包括同意基準には「相模」が取れた「緑道緑地」の名称表記で規定されている。包括同意基準の「緑道緑地」は広義に「緑道」や「緑地」を示しているものではなく、「相模緑道緑地」を略した固有名詞としての「緑道緑地」である。

（野澤会長）これまでに包括同意基準2（3）イにおいて、相模緑道緑地以外の緑道を許可対象としたものはないか。

（事務局（議題説明者））当該基準を用いて他の緑道を許可対象とした実績はない。なお、「さがみの仲よし小道」については、包括同意基準2（3）ウの横断型の別の基準での許可実績はある。

（野澤会長）他の緑道については、事前に許可基準や包括同意基準に入れることはせず、具体的な案件が許可の相談をされた際に、追加等の検討に入るというスタンスなのか。

（事務局（議題説明者））御指摘のとおり、他の緑道について事前に調査し、基準に位置付けておくことも考えられる。「八瀬川緑道」や「みどりのみち」については少し調べてみたが、いずれも土地区画整理事業の中で地区計画による地区施設の緑地として整備されたもので、八瀬川緑道については、正確な調査はできていないが、仮に幅員が4メートル未満であれば、許可対象として取り扱えない可能性がある。いずれにしても、具体的な許可の相談が出てから調査検討をしていくものとする。

（野澤会長）そういうスタンスで引き継がれるのであれば問題ないと思うが、途中で運用が変わらないよう注意していただきたい。

3 建築基準法の規定による許可に係る包括同意基準に基づく報告について（5件）
報告事項について事務局（議題説明者）より説明。質疑応答の後、了承された。

（1）報告事項1について

（金子委員）敷地から横浜水道道に通じている箇所、横浜水道道内のハッチで示したものは、植栽帯等の障害物がある中で、通行上有効な部分が確保されていることを表しているのか。

（事務局（議題説明者））そのとおりであり、植栽を一部撤去して通行できるようになっている。

（金子委員）ハッチ部分の幅員はどの位か。

（事務局（議題説明者））90センチメートルである。

（2）報告事項2について

（大森委員）敷地は、さがみの仲よし小道に接しているため、敷地内には駐車場がないということか。また、さがみの仲よし小道以外に敷地から避難できる場所はあるのか。

（事務局（議題説明者））さがみの仲よし小道は、自動車の通行が認められていないため、敷地内に駐車場の計画はない。また、敷地の南側に接する幅員1.8メートルの水路については、現状では水は流れておらず、周辺の畑等と一体化しているような状況で避難上有効とは言い難い箇所もあり、さがみの仲よし小道を横断して法第42条の道路へ避難する経路となる。

（3）報告事項5について

（野澤会長）前面道路は南の方は割と広い幅員の道路となっているが、この道路は北の方まで拡幅されないのか。敷地の前面は中心線から4メートルの後退になっているが、将来的に路線全体が8メートルに拡幅される予定なのか。

（事務局（議題説明者））開発区域の規模や建築物の用途に応じて、道路中心線から4メートル後退で6メートルの道路幅員とする場合や、報告事項3、4の共同住宅と同様に中心から3メートル後退で5メートルの道路幅員とする場合もある。後から反対側の敷地で開発に係る事業を行う場合、既に6メートルの道路幅員がある部分においては、開発区域の規模等によっては中心から4メートルセットバックを要求されることにはならないため、8メートルの道路幅員になるということはないと思われる。

（野澤会長）路線として特に道路計画は無いということか。

（事務局（議題説明者））道路計画はない。

（事務局）補足させていただく。開発行為に基づく指導基準の中で、建築基準法第42条第2項の道路の場合、今回の計画では中心から4メートル、全幅で6メートルになるように計画され、計画地の対面は2項道路の中心から2メートル後退、計画地側が中心から4メートル後退することで開発の基準には適合している。都市計画法はこの形状で許可をするので計画地部分のところだけが膨らんだ道路形態になる。

（野澤会長）あまり意味のない後退と思われるため、そういうことを繰り返して良いのかは考える必要があると思う。

4 その他

(1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可基準の一部改正について事務局（議題説明者）より説明し了承された。

(2) 建築基準法第55条第3項第2号及び相模原市建築基準条例第59条の8第2項第2号の許可に関する建築審査会包括同意基準の一部改正については、本来、包括同意基準の改正には建築審査会の同意が必要であるが、法改正等による条項ずれの判断の余地がない改正につき、建築審査会の同意を得ず事務局により改正させていただいたこと及び改正内容について事務局（議題説明者）より説明し了承された。また、今後の包括同意基準の改正においても、条項ずれ等に対応するための判断余地のない改正については、建築審査会による同意を要さず改正し、後日建築審査会に報告とすることです承された。

以上について、相違ないことを確認する。

令和7年3月10日

会 長 野澤 康 (自署)

署名委員 金子 政男 (自署)

相模原市建築審査会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	徳久 京子	法律（弁護士）		出席
2	太田 宏美	建築（神奈川県建築指導課長）		欠席
3	野澤 康	都市計画（大学教授）	会 長	出席
4	大森 由紀	公衆衛生（大学助教）	職務代理	出席
5	金子 政男	行政（元建築行政職員）		出席